

令和6年度佐賀県水防計画の概要



【令和5年7月】
土砂災害（唐津市浜玉町）

【令和5年7月】
鯨河原橋（神埼市 城原川）



水防法の趣旨

洪水、内水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。



水防計画

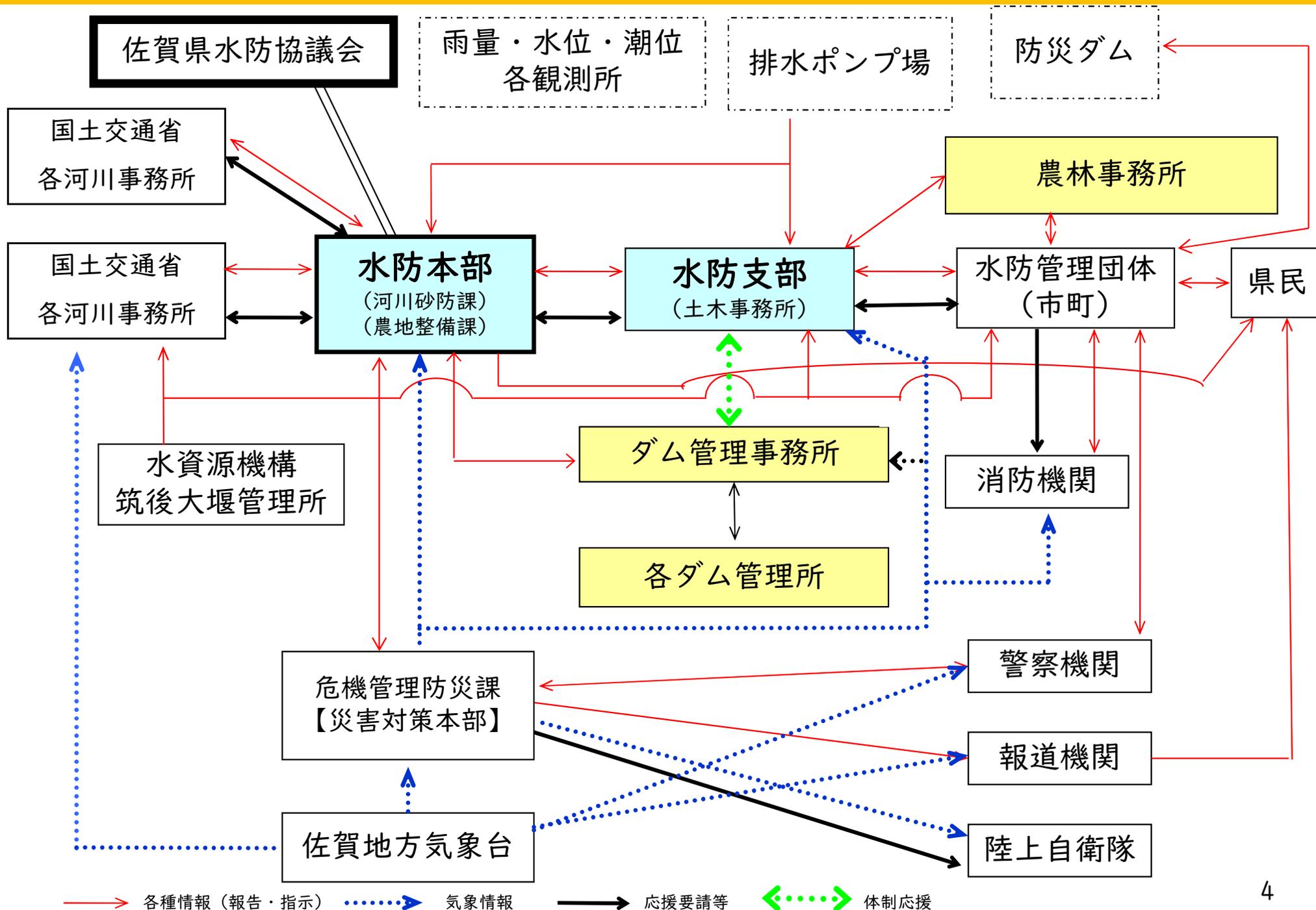
○水防計画とは、
水防上必要な ①監視、警戒、②通信、連絡、③ダム又は水門等の操作、
④水防のための水防団、消防機関等の活動、⑤団体間における協力及び応援、
⑥水防のための活動に必要な河川管理者の協力、⑦水防に必要な器具、資材の
整備及び運用に関する計画をいう。

令和6年度水防計画書の記載項目

- 第1章 総則
- 第2章 水防組織
- 第3章 水防通信連絡
- 第4章 水位の観測、通報及び公表
- 第5章 水防警報
- 第6章 洪水予報
- 第7章 気象等の通報等
- 第8章 ダムの管理・水門等の操作
- 第9章 巡視及び警戒
- 第10章 緊急通行
- 第11章 水防信号及び標識
- 第12章 協力及び応援
- 第13章 自衛隊及び警察官の出動要請
- 第14章 水防管理団体の水防計画
- 第15章 水防訓練
- 第16章 水防啓発
- 第17章 その他

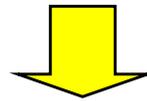
佐賀県の水防組織

【計画書 P5～】



重要水防箇所とは

堤防が低い（幅が小さい）箇所や過去に破堤した箇所など、水防上特に注意を要する箇所のこと



洪水時にこの区域の巡視を重点的に行う

県管理河川重要水防区間指定基準

破堤や越水等により

- ・ 床上浸水10戸以上又は床下浸水50戸以上の被害を与える区間
- ・ 公共施設（建物、道路、鉄道等）に重大な被害を与える区間
- ・ 農地60ha以上に被害を与える区間

重要水防箇所

	種別	箇所数	延長	該当ページ
河川	(国土交通省) 重要水防区間	284箇所	152,880m	P138
	(県) 重要水防区間	139箇所	414,530m	P180
	(県) 重要水防区間外で 危険と予想される区間	73箇所	57,625m	P182
海岸	警戒を要する海岸堤防	9箇所	26,720m	P240
ため池	水防警戒を要するため池	1,406箇所	—	P198~

令和6年度の主な変更点

1 水防警報及び洪水予報での県の役割を明記

【計画書 P26, 40, 43】

2 水防資材の使用規定の緩和

【計画書 P83】

3 市町の排水ポンプ車等を記載

【計画書 P85】

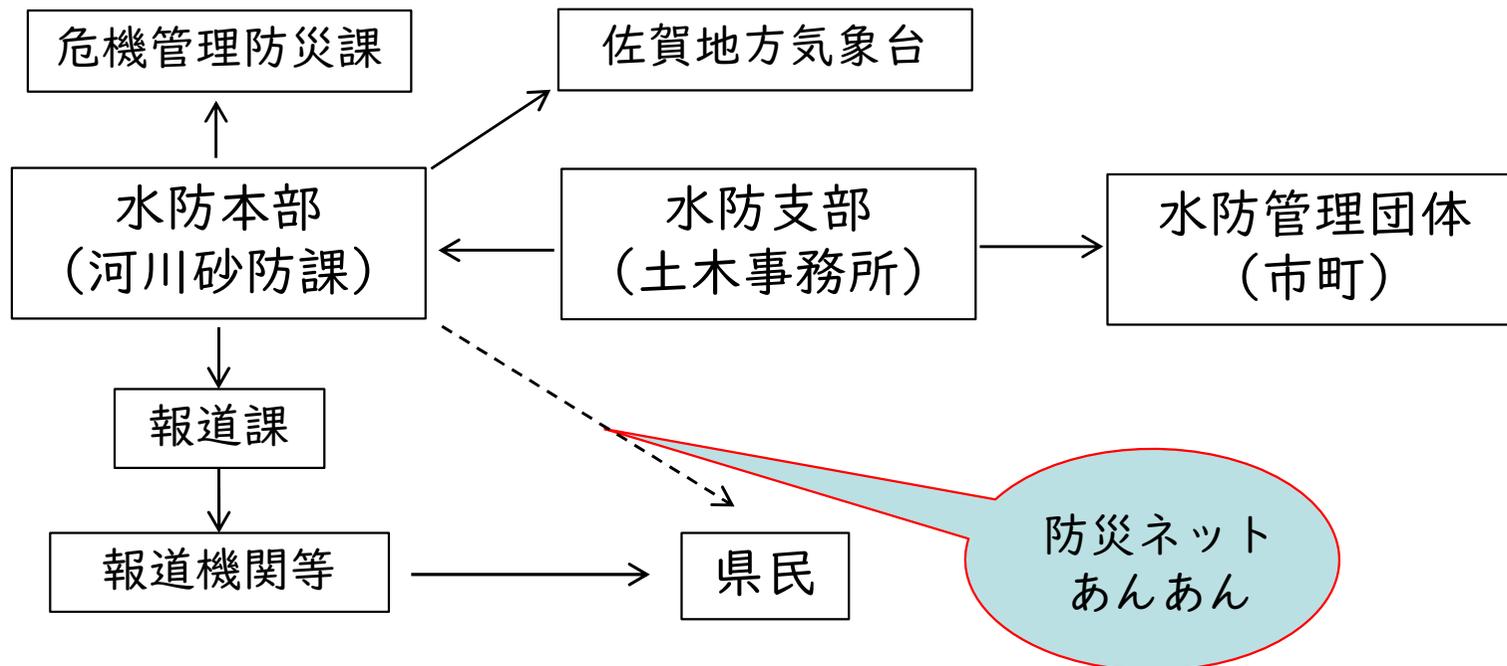
水防警報及び洪水予報での県の役割

【計画書 P26, 40, 43】

変更点

- ・水防警報、洪水予報を発表若しくは受けた際に県の役割である関係機関への通知について記載

【県が行う水防警報の通信系統図（参考）】



水防資材の使用規定の緩和

【計画書 P83～】

資器材は、水防以外の如何なる工事にも使用しないようにすること。



県道の応急対策で資材を使用
することがあった

資器材は水防活動のために使用するものとする。ただし緊急対応等の場合は除く。
緊急対応等で使用した場合は、速やかに補充することとする。

市町の排水ポンプ車等を記載

【計画書 P85、346】

市町の排水ポンプ車及び可搬式排水ポンプの配備状況を記載

	排水ポンプ車	可搬式排水ポンプ
佐賀市		1基
武雄市		2基
嬉野市		2基
神埼市	4台	
有田町		29基
大町町		2基

佐賀県の排水ポンプ車については、派遣要請への迅速に対応するため、要領及び要請様式を追加